

令和4年11月25日

舞鶴市議会議長 山本 治兵衛 様

舞鶴市監査委員 小谷 繁雄

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎

(公 印 省 略)

住民監査請求監査の結果（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、舞鶴市監査基準に関する規程に準拠して監査を執行したので、その結果を下記のとおり通知する。

記

第1 住民監査請求の提出

1 請求の内容（職員措置請求書）等

（1）提出日 令和4年10月20日

（2）請求の要旨

市外出張命令書兼復命書の出張内容「音楽を通して子ども達の生きる力を育むまちづくりプロジェクトにかかる協議」及びプレスリリース「“音楽を通して子ども達に生きる力を育むまちづくり” 協定締結式について」に記載の通り、令和4年5月12日、長野県駒ヶ根市役所に川端市長公室長、福田市民文化環境部長、三方文化スポーツ室長が音楽を通して子ども達の生きる力を育むまちづくりプロジェクトに係る協議について出張をしている。

音楽を通じて子ども達の生きる力を育むまちづくりプロジェクトの主担当部課は、市民文化環境部文化振興課であり市民文化環境部長、文化スポーツ室長が先行事例の自治体に出張し、協議することは理解できる。しかし、市長公室長は市民文化環境部とは全く別組織の市長公室所属であり、この出張に同行する絶対的な理由がなく無駄な出張である。

舞鶴市から駒ヶ根市までの移動に係る鉄道等の費用23,690円は、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金支出である。よって本件請求者は、舞鶴市監査委員が、市長公室長に上記費用23,690円を市へ返還をするよう勧告することを求める。

（3）事実証明書 市外出張命令書兼復命書及び添付資料等

第2 要件審査

請求人は、本市に在住していること、請求様式は法施行令第172条（昭和22年政令第16号）第1項、法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第13条に規定の様式が使用されていること、事実証明書の添付があること、財務会計上の行為の違法性について監査を求めていることなど、住民監査請求に関して必要とされる法第242条に規定された要件を満たしていることを確認し、本件請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 監査の種類 住民監査請求に基づく監査（法第242条）

2 監査対象事項 市長公室長の市外出張旅費

3 監査の着眼点

（1）監査対象事項の公金支出は、違法、不当なものであるか。

（2）上記（1）を踏まえ、監査対象に是正等のための措置を講ずる必要があるか。

必要がある場合においては、いかなる措置を講ずるべきであるか。

4 監査対象部課 市長公室秘書課、市民文化環境部文化振興課

5 監査の実施場所及び日程

（1）実施場所 監査委員事務局執務室

（2）日程 令和4年10月21日から11月25日まで

6 陳述の機会の付与等

請求人に法242条第7項に基づき、令和4年10月26日に陳述及び新たな証拠の提出の照会を行った。10月27日の返信において、請求人より陳述を希望しない旨の連絡を受け、新たな証拠の提出はなかった。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

（1）出張旅費

市外出張に係る旅費は、支出負担行為決議書兼支払命令書により23,690円が適正に支出されている。

（2）出張用務

出張用務は、音楽を通して子ども達の生きる力を育むまちづくりプロジェクト

にかかる協議であり、駒ヶ根市において教育長の表敬訪問の後、教育次長、社会教育課長及び文化係長と協議を行っている。

(3) 市長公室長の職責等

市長公室長は、組織及び分掌事務に関する条例において市長公室を所管しており、市長公室の内部組織は、危機管理室危機管理・防災課、人事室人事課、秘書課及び広報広聴課である。これら組織は市の行政全般に関わり、行財政改革の推進や組織の連絡調整など、他の部と密接に連携して業務を行う部署である。

市長公室長は、市長・副市長の命を受け市長公室を掌理、市の重要政策を円滑に推進するために、庁内各部の連絡調整、事業推進を図る重責を担っている。また、縦割りの組織管理のみならず、臨時又は特命の事項については、市長公室長自ら又はプロジェクト・チームや本部等が設けられ事業が行われる。

(4) 音楽を通して子ども達の生きる力を育むまちづくりプロジェクト・チーム

本市行政の効率的な運営を図るために、プロジェクト・チーム設置規程が定められており、本規程に基づき「音楽を通して子ども達の生きる力を育むまちづくりプロジェクト・チーム」が設置され、市長公室長は副総括責任者となっている。

2 監査委員の判断

出張旅費に関する支出負担行為は適正で、違法及び不当でない。

市長公室長の職責等は、市長公室の掌理のみならず組織全体の総合調整や事業推進におよび、上記の事実のとおり「音楽を通して子ども達の生きる力を育むまちづくりプロジェクト・チーム」の事業にも携わっており、本件出張については違法や不当はない。

3 結論

以上のような事実関係の確認、判断に基づき、本件請求人の主張には正当な理由が見当たらないと判断する。よって、本件請求を棄却する。